

## 第 75 回資金管理業務諮問委員会 議事録

1. 日時:平成 29 年 6 月 9 日(金)15 時 00 分～16 時 30 分
2. 場所:公益財団法人自動車リサイクル促進センター 第 1・第 2 会議室
3. 出席者:永田委員長、大石委員、大橋委員、鬼沢委員、小島委員、酒井委員、村上委員  
以上7名出席  
その他 公益財団法人自動車リサイクル促進センター事務局(議案説明者を含む)、経済産業省・環境省担当官が出席
4. 議題:①平成 28 年度事業報告書(案)、平成 28 年度再資源化預託金等特別会計決算報告書(案)、平成 28 年度承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計決算報告書(案)及び平成 28 年度資金管理料金特別会計決算報告書(案)【諮問事項】  
②平成 28 年度の再資源化預託金等の運用評価(案)【諮問事項】  
③平成 28 年度離島対策等支援事業の実施結果【報告事項】  
④平成 28 年度の外部業務監査結果【報告事項】  
⑤平成 29 年度の業務監査人の選定結果【報告事項】

### 5. 議事録

#### (1)議題①について

平成 28 年度事業報告書(案)、平成 28 年度再資源化預託金等特別会計決算報告書(案)、平成 28 年度承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計決算報告書(案)及び平成 28 年度資金管理料金特別会計決算報告書(案)について、事務局から、資料 3-1 から資料 3-9 にて説明し、案のとおり承認された。

#### <主な意見>

##### 【委員A】

資料3-1の3ページ目の「7.次期資金管理料金の検討」において、「自動車ユーザーの負担が年間約5億円軽減となる見込み」とあるが、軽減の規模感がわからないため、どの程度軽減したのかを記載してほしい。

##### 【経済産業省】

一人の自動車ユーザーあたり、約5億円の軽減と見える可能性もある。

##### 【事務局】

資金管理料金を具体的にいくらからいくらに引き下げたのかを記載する。

##### 【委員B】

資料3-9別紙3の3ページ目の「2.情報システム刷新準備資金の積立状況」において、積立は完了となり、平成29年度以降は積立を実施しないと記載があるが、当該積立をして初めて収支相償が適用となったことからすると、今後の収支相償の見通しはどうか。

**【事務局】**

積立は平成28年度で完了するものの、資金管理料金の値下げやメーカーが負担する費用の割合の変更等があるため、積立をしなくても数億円程度の赤字が出る見込みである。

**【委員C】**

メーカーが負担する費用の割合が変更になるという点について、資料3-1で何も触れられていないのか。

**【事務局】**

当該変更は平成29年度から実現される話であるため、平成28年度の事業報告書である資料3-1には記載していない。

**【委員C】**

資料3-1の3ページ目の「4.中古車輸出時のリサイクル料金の返還」に関して、申請者が書類を送付する宛先を変更したことについて、ホームページで案内しているとのことだが、インターネットを使わない人にも周知を行っているのか。

**【事務局】**

申請者に対して書類を返送する作業があり、返送書類と併せて送付先の変更に係る案内を同封し返送すること等で、周知を行っている。

(2) 議題②について

平成28年度の再資源化預託金等の運用評価(案)について、事務局から資料4-1及び資料4-2にて説明し、案のとおり承認された。

<主な意見>

**【委員C】**

資料4-1に関して、ラダー型資産構成における額面600億円程度及び期間15年程度については、固定的な数値ではないという理解でよいのか。

**【JARC理事】**

今後、見直す可能性はあるため、その旨を資料に記載する。

**【委員C】**

資料4-2の表1「平成28年度における購入金額別の証券会社分布」に関して、以前は1社の購入金額が突出していたという印象があるが、状況は変化したのか。

**【JARC理事】**

年限10年を超える債券を購入するようになった現在においては、証券会社によって年限が長い債券を多く扱っているか否か等の違いがあるため、分布にバラつきが出てきた。

**【委員D】**

資料4-2の2ページ目の「2.取引証券会社の評価」に関して、取引証券会社6社において、

情報提供能力に差はあるのか。

**【事務局】**

デイリーでマーケット情報を提供してくれる、研修をしてくれるなど、証券会社によって若干の差はあるものの、情報提供能力が低いことを理由に取引を中止するような証券会社はない。

**【委員A】**

資料4-1別紙に関して、平成27年度以前の取得分と比べると、平成28年度は政府保証債の新規取得分が増加しているが、どのような理由か。

**【事務局】**

理由として、①国債と政府保証債を比べると、信用度は変わらないが、政府保証債の方が利率が高いため、可能な範囲で、政府保証債を購入しようとしていること、②年限10年の国債を購入できなかった時期においても、政府保証債であれば購入できたこと、が挙げられる。

**【委員C】**

平成28年度から新規取得債券の種別構成に係るルールを変更したのであれば、その旨を記載してほしい。

**【JARC理事】**

資料4-1にその旨を記載する。

**【委員B】**

政府保証債は、政府保証という点で、仮に途中売却することになったとしても、誰も購入しないという事態は起こり得ないという理解でよいか。

**【JARC理事】**

万が一、途中売却することになったとしても、十分に流動性を確保できるようにルールを設けている。

**(3) 議題③について**

平成28年度離島対策等支援事業の実施結果について、事務局から資料5にて報告した。

**<主な意見>**

**【委員E】**

今後、離島対策を要する地方において人口が減少すると見込まれる中、予め考えておかなければならない事項はあるか。

**【事務局】**

現時点では、長期的視点に立って、予め考えておかなければならない事項は見当たらない。

**【委員C】**

今後、計画策定の際にその辺りの話もしてほしい。

**【委員C】**

計画比が100%を超える自治体はあるのか。

**【事務局】**

100%を超える自治体もある。ただし、前年度の申請台数が少なかった等の理由による。

**【委員A】**

資料5の2ページ目の表「事業実績の推移」に関して、事業対象市町村数と計画市町村数の違いは何か。

**【事務局】**

事業対象市町村数とは、離島4法の対象地域にある136市町村のうち、地理的条件、交通事情その他の条件により使用済自動車等の引き渡しに著しく困難であるとして国に支援の申し出を行った離島対策支援事業のニーズがある125市町村を指す。計画市町村数とは、事業対象125市町村のうち保有台数が100台以上であり、計画書を提出した市町村、82を指す。

**【委員C】**

申請市町村数とはどのような市町村の数なのか。

**【事務局】**

申請市町村数とは、計画を提出した82市町村のうち、実際に申請を行った76の市町村、及び計画の提出が不要な保有台数が100台未満の43市町村のうち、申請を行った9の市町村の合計、85を指す。

**【委員C】**

計画市町村数と申請市町村数の違いがわかりにくいいため、わかりやすく記載してほしい。

**【事務局】**

検討する。

(4) 議題④について

平成28年度の外部業務監査結果について、事務局から資料6-1及び資料6-2にて報告した。

<主な意見>

**【委員C】**

資料6-1の2ページ目の「②リサイクル料金の返金業務(移動報告取消)」について、資金管理センター内で不備を発見したうえで、適切に処理をしたのであれば、その旨を記載した方がよい。

**【事務局】**

資料6-1にその旨を追記する。

(5) 議題⑤について

平成29年度の業務監査人の選定結果について、事務局から資料7にて報告した。

<主な意見>

【委員C】

資料7の「4.選定された監査法人の概要」において「公的部門関与」とあるが、どのような意味なのか。

【監査室】

「公的部門」とは、公益財団法人、独立行政法人、学校法人等を想定していた。「関与」とは、監査以外に調査等を含む。

【委員B】

そのような法人を指すのであれば、「公共公益法人」という表現が適当である。

【JARC理事】

「関与」という記載は、「監査・調査実績」という記載に修正する。

【委員C】

応札した4法人のうち、なぜ、2法人は不適合となったのか。

【監査室】

1つの法人は、公益部門の実績が全くなかった。もう1つの法人は、本財団に対する監査の提案が一般論にとどまり、公益法人とわかっているのか疑わしいような計画を提出したため、不適合という判断を行った。

以上